



その瓦屋根安全ですか？ 瓦屋根の強風対策を

令和元年房総半島台風を受け、強風時の瓦屋根の飛散による周囲への被害を防ぐため、建築基準法の瓦屋根の緊結方法が強化されました。

市原市では、瓦屋根の改修を促進するため、瓦屋根の全面改修に対する補助を行います。

瓦屋根の全面改修工事 に対し補助します。

最大 **55.2** 万円

瓦屋根耐風改修促進事業補助金

瓦屋根診断技士、建築士等の資格者による調査の結果、告示基準に適合していない瓦屋根を次のいずれかに全面改修する工事に対して補助を行います。

- ① 告示基準に適合する瓦屋根（防災瓦）
- ② スレート屋根又は金属屋根等

※対象は令和3年12月31日以前（告示改正以前）に建築された建築物となります。

※市への事前相談が必要です。申込前に契約や工事を行った場合、補助金は受けられません。

《補助額》

改修費の23%【上限55万2千円】

※改修費は、【実際の工事費】または【屋根面積(㎡)×2万4千円】のいずれか低い額となります。

詳しくは下記までお問い合わせください。
市原市役所 都市部 建築指導課 耐震化推進係
0436 (23) 9091

